

八農振第280号
令和6年3月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八雲町長 岩村 克詔

市町村名 (市町村コード)	八雲町 (01346)
地域名 (地域内農業集落名)	熊石地区 (関内、西浜、鳴神、雲石、根崎、畳岩、平、鮎川、見日、泊川、館平、相沼、折戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回) 令和5年2月27日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状では折戸、泊川地域は担い手を確保できている。今後10年以内に離農予定の者もいないため、農地は現状の担い手が耕作を継続する。
- ・折戸、泊川以外の地域では施設園芸農業が中心であり、農家一戸当たりの経営面積は大きくない。耕作道の無い農地や傾斜地、非農業者が家庭菜園的に利用しているなど、集積・集約化が困難な農地も存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

折戸・泊川地域では水稻・小麦・大豆等の穀物が中心であり、それ以外の地域ではトマトやイチゴ等の施設園芸作物を中心である。

離農者に後継者が不在の場合は同地域内の他の農業者へ集約するが、すべての農業者が家族経営であり耕作面積には限度があるため、新規就農者を受け入れて担い手を確保する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	151 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、農地の連担化・集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理事業による貸借が主流となることから、農地中間管理事業を積極的に活用し、農地の連担化・集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
事業実施要件・自己負担率等を考慮し、メリットがある場合は基盤整備事業の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の高齢化・耕作放棄地発生防止の観点から、新規就農者の確保に積極的に取り組む。一方新規就農者の定着・経営安定のため、技術・経営能力が営農可能な水準に達しているかを的確に判断する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状では当該地区に農作業受託組織が存在しない。事業者への委託ではなく、地域内での共同防除などを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				